別紙1

照明許可基準　【現地測定調査を踏まえた修正案】

１．照明規制の対象

可変表示型屋外広告物　常時表示の内容を変えることができるもの及び点滅するもの

２．許可基準及び適用地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 許可基準 | 適用される区域 |
| 可変表示型  屋外広告物 | 原則として禁止する。  （0.5㎡以下及び両面の場合1面0.25㎡以下、かつ輝度2000cd／㎡以下は適用除外とする。） | 禁止区域（第一種低層住居専用地域を含む）並びに  第二種低層住居専用地域及び周辺50m以内の区域 |
| 大きさは、30㎡以下及び両面の場合  1面15㎡以下とすること、かつ  輝度は2000cd/㎡以下とすること。  （輝度1000cd/㎡以下であれば、面積基準は適用除外とする。） | 第一種中高層住居専用地域  第二種中高層住居専用地域  第一種住居地域  第二種住居地域の区域及び  周辺50m以内の区域並びに市街化調整区域 |

○輝度は1000ｃｄ/㎡以下だが、大きさが30㎡以上あり、見た目もかなり派手なものがあった。（パチンコ店、スーパーなど）

●面積適用除外規定ははずす。

○100ｍ離れると住居系地域から照明が見えない。

●照明が見える範囲として、道路幅員（幹線道路で20ｍ～30ｍ）＋（沿道敷地）50ｍが妥当

○現地測定調査の結果、予想していたほど輝度は高くなかった。

○総じて、白色系は輝度が高く、赤色系は見た目が派手でも輝度は低い。

●2000ｃｄ/㎡に基準を強める

《参　考》

* ＣＩＥ（国際照明委員会）による「屋外照明による障害光抑制ガイド（2003）」

（環境省　「光害対策ガイドライン」による）

ＣＩＥの環境区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 環境 | 光環境 | 例 |
| Ｅ１ | 自然 | 本来暗い | 国立公園、保護された場所 |
| Ｅ２ | 地方 | 低い明るさ | 産業的又は居住的な地方領域 |
| Ｅ３ | 郊外 | 中間の明るさ | 産業的又は居住的な郊外領域 |
| Ｅ４ | 都市 | 高い明るさ | 都市中心と商業領域 |

* 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（ＣＩＥ　150-2003　抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

　　 建築物壁面と平均輝度の最大許容値（単位：ｃｄ／㎡）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | Ｅ１ | Ｅ２ | Ｅ３ | Ｅ４ |
| 建物表面の輝度  （Ｌｂ） | 平均照度×反射率／πより求める | ０ | ５ | １０ | ２５ |
| 看板の輝度  （Ｌｓ） | 平均照度×反射率／πより求める  又は、自発光しているものの輝度 | 50 | 400 | 800 | 1000 |